



令和元年7月17日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市自治基本条例運用推進委員会  
委員長 齋藤 友之

### 自治基本条例の見直しの要否について（令和元年答申）

平成27年12月22日付、川企発第41号をもって諮問を受けた、川口市自治基本条例の見直しの要否について審議した結果、下記のとおり答申します。

#### 一 はじめに

第7期川口市自治基本条例運用推進委員会（以下、本委員会という。）は、川口市自治基本条例（平成21年4月1日施行。以下、自治基本条例という。）の見直しの要否についての諮問事項について、平成27年12月22日から現在まで、11回にわたり委員会を開催し、慎重に調査・審議したうえで以下のような結論を得ました。

#### 二 自治基本条例の見直しの要否について

現時点では条例の見直しの必要はないとの結論を得ました。

#### 三 判断理由

自治基本条例は、条例制定までに5つの部会に分かれ、延べ240回という会議を重ね、多くの市民の参加を得て策定したものであり、本市が定める最高規範として、川口市をどのようなまちとしていくのか、その基本ルールを定めた憲法であり、理念的な条例です。

その運用においては、自治基本条例の基本理念を踏まえて別に定めるとされていた、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とした「川口市協働推進条例」、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障した「川口市市民参加条例」、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認することを目的とした「川口市市民投票条例」がそれぞれすでに制定されました。さらに、本市の最上位計画となる第5次川口市総合計画（平成28年度策定）においても、自治基本条例の基本理念を尊重しつつ、都市づくりのビジョンが策定されています。

このような背景をもとに、本委員会では条例見直しの要否にかかわる自治基本条例の趣旨や条文の解釈について、意見を交わし、検討を続けてきました。会議の中では、市民の「責務」に対する意見として、自治基本条例第7条第4項には、市民は「権利を濫用してはならない」と記されており、市民に直接的に義務を課すものでないが、この条文により権利の有効性を一部制限しているとの意見や、本条例は市民本位の設計思想であり、義務の詳細な規定は条例全体のバランスを崩しかねないとの意見、さらに、日常生活に特段支障をきたすような規定がなく現時点では見直しの必要性がないとの意見など、条例改正の必要性がないとの意見が大半をしめました。

その一方で、中核市に移行し、より自主性・自立性が求められるようになったことで、自立した自治体運営の根拠となる「納税の義務」についてももう少し強調されるべきであるとの意見や、現在の条文構成が権利中心になっていることから、市民の「権利」と「義務」のバランスについて、もう一度考える必要があるとの意見、このほか、市民の定義について、居住者と非居住者は、法的な権利、義務や受益、負担の関係が異なるもので、一括して定義することは居住者としての住民を軽視するものであるとの意見など、条文に市民の責務などを明記するよう改正すべきとの意見が出されました。

こうした慎重な議論を経て、本委員会では、自治基本条例は市民の拠り所となる理念的な条例であり、時代の流れや価値観の変化とともに適合するかどうか見定めながら見守っていくことが妥当であるとの考えから、上述のとおり現時点で条例の見直しの必要はないとの判断にいたしました。

#### 四 附帯意見

本委員会は、これまで市長からの諮問に応じ審議して参りましたが、上記三で述べた市民の「定義」や「責務」、条例の「周知・啓発」などについては検討すべき点として、次期委員会において調査・審議していただきたい旨を申し添えます。

#### 五 おわりに

自治基本条例が今後も広く市民に浸透し、自治の主体である市民が幸せに暮らせる地域社会の実現に向け、次期委員会にしっかりとその役割を務めていただくよう引き継いで参ります。